

飯山市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日 時 平成29年10月23日（月）午後3時30分～午後4時39分
- 2 場 所 飯山市役所4階 第2委員会室
- 3 委員の出欠（敬称略、以下同じ）

出席委員	岩村 弘	山本 芳幸	服部 達史	横田 純
	岸田 勉	池田 澄子	高橋 春三	佐藤 由姫
欠席委員	宮本 秋博	関 聖二	小林 賢一	高橋 智子
	古川 賢一	三橋 寛一	阿部 澄雄	
- 4 説明等のために会議に出席した理事者・職員

民生部長兼市民環境課長	清水 俊文
市民環境課国保年金係長	中畷 静子
〃 国保年金係	小林 和幸 村山 富美
- 5 傍聴者 なし
- 6 協議事項 (1) 平成30年度国保制度の概要について
(2) 国保事業費納付金 第3回試算結果について
(3) 今後のスケジュールについて
(4) その他
- 7 会議録署名委員
山本 芳幸 委員 岸田 勉 委員

1 開 会

事務局：欠席者がおりますが、半数以上の出席がありますのでただいまより飯山市国民健康保険運営協議会を開催します。しばらくの間進行を務めます民生部長の清水です。お手元に配布した資料により進めますが、会長よりあいさつをお願いします。

2 あいさつ

会 長：お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。国民健康保険は全国大変な状況にあるようですが、飯山市においても課題があるかと思いますが皆様方のお知恵をお借りし、良い協議ができますようお願いし開会のあいさつとします。

3 会議録署名委員指名【会長が指名】

事務局：会議録署名人について会長より指名をお願いします。

会 長：それでは本日の議事録署名人として、岸田委員さん、山本委員さんよろしくお願ひします。

【署名委員】 岸田 勉 委員 ・ 山本 芳幸 委員

4 議 事【進行：会長】

事務局：よろしくお願ひします。それでは4番の議事からについては会長の進行によりお願ひいたします。1項目ごとに進めていただければと思います。

会 長：それでは進行を務めさせていただきます。まず初めに「(1)平成30年度国民健康保険制度の概要について」でございます。①としまして資料1の制度の概要について事務局より説明をお願いします。

(1) 平成30年度国民健康保険制度の概要について (資料1)

事務局：それでは本日の資料の確認ですが、次第に添付してあります資料1及び資料2、また別冊としまして平成29年度第1回長野県国民健康保険運営協議会資料より(抜粋)とあるものでございますのでよろしくお願ひします。まず制度の概要ですが、5月の運営協議会でも若干お話しさせていただいております。振り返りながらお願ひいたします。

【資料1 1ページ 「国民健康保険制度改革の概要について」制度概要、県と市町村の役割 2ページ (1)国民健康保険事業費納付金について説明 別冊「平成29年度 第1回長野県国民健康保険運営協議会資料(抜粋)より概要説明】

会 長：ありがとうございました。これから始まるとうところの概要説明ですが委員の皆様いかがでしょうか。

委 員：質問ですけど、資産割は固定資産税からですか？

事務局：4方式の資産割についてはそうなります。

委 員：土地や持ち家が大きいとその分国保税が高くなってしまうことになるね。

事務局：飯山市は現在4方式ですが、将来的には資産割についても考えていかななくてはいけないと思います。県は納付金を算定するにあたり3方式をとっていますが、大部分の市町村は現状4方式を採用しています。これをすぐ変えると激変してしまうこととなります。

委 員：県の方向としては3方式なんだよね。大方の市町村は4方式。収入が上がって所得が上がればいいが、資産割がないと国保の経営が成り立っていかないんだよね。

会 長：資産割には土地建物・田畑も入りますか。他市町村はどういう状況になっていますか？

事務局：変わらず4方式のところが多いです。

委 員：県で統一するといっても当分の間は市町村ごとでやってくださいよ、県では一定程度の基準を示しますよということだね。

事務局：そういうこととなります。長野県は当分の間、県内の保険料を統一する考えは今のところないので給付等の水準に合わせて納付金を示しますが、そこから先の納税については、市町村の役割となります。

委 員：一般会計からの繰入は各市町村によってどう変わってきますか。今までどおり？

事務局：法定外の繰入れのことであれば、これまでどおり市町村の考えによります。飯山市はこれまで法定外の繰入れをしていませんが、多くの市町村が繰入れをしています。どうしてかというと国保の成り立ちとして、財政上潤うようにできていません。国保は高齢の方や退職した方が多く加入していますので、医療給付がかかって国保税収入がなかなか上がってこないという財政上非常に厳しいこととなります。

委 員：この概要の説明をしたところで、これから金額的なものが出てくるということですか。

事務局：今日は納付金額の第3回の試算についてこのようなかたちで試算されていますとご説明させていただき、本番に向けての具体的な試算は、変動もあるとは思いますが、この次、11月の終わり以降の運営協議会でもう少し踏み込んだ数字で話しができるかと思えます。

会 長：2番目の国保事業費納付金の第3回試算結果については中間報告的なものにな

りますか？

事務局：今日のところはそういうことになります。

会 長：それでは2番目の国保事業費納付金の第3回試算結果について事務局より説明をお願いします。

(2) 国保事業費納付金 第3回試算結果について(資料1)

事務局：それでは資料1の3ページめにあります(2)国保事業費納付金の第3回試算結果ですが、県より9月22日に示されたものになります。一般被保険者のみの結果で示されており、秋以降の本番とは試算の基となる推計等が異なっている試算であることを踏まえての結果になります。

【資料1により説明】

事務局：先ほどの概要で説明しました国保事業費納付金が、今回の試算では5億7千万円ほどになります。これが納付金です。今、税の収入ですと4億6千万円程です。この差分は、税だけでなく一般会計からの保険基盤安定金などの法定ルール分の繰入が1億円弱あるのでその分を加味して考えます。また、この春の決算は基金を約8千万円程取り崩して決算をしたわけですが、県に移管されることで圧縮されるものと考えています。11月以降に改めてお示しいたします。

委 員：すでに一般会計から繰入されているということか。

事務局：法定のルール分がありますので、その分のことです。

委 員：今後、保険料を上げるか、一般会計から繰り入れるか協議会として答えるということになるのか。

事務局：市のほうからの諮問の方向もあると思いますが、県への移管に対する国保税のあり方に合うように考えたいとは思いますが、それによって答えの出し方があると思います。数字がまだ見えてこない以上、まだ内部でも詰まっていないところです。

委 員：国保税も上げる、一般会計から繰り入れるために他の税金も上げるというようなことはないように考えて。

会 長：協議会では諮問機関として質問疑問含め、いろいろご提案いただければと思います。

事務局：この後スケジュールについてもお話しさせていただきますが、2月には、この会としてはこういう方向ですという答申を出していくことになります。

委 員：4方式の率を見直すということになるのか。

事務局：改定するとなればそういうことになります。まだ県から正確な金額が示されたわけではないので。

事務局：11月の段階でも仮係数での試算なので、そこで確定というわけではありません。

会長：よろしいでしょうか。

【委員了承】

(3) 今後のスケジュールについて（資料2）

会長：今後のスケジュールについてお願いします。

事務局：最後の議題になりますが、今日現在の予定ということをお願いします。資料2になります。左に県、右に市の予定を記載してあります。

【資料2により説明】

委員：パブリックコメントをやるとしたらホームページ以外の方法も考えてもらいたいと思いますが。

事務局：時間的にも難しいところではありますが、その際はまたご相談させてください。

会長：今日のところは、このスケジュール案をご承認いただくということでよろしいでしょうか。

【委員了承】

5 その他

委員：有効期限が近い短期証を持っている方に対してはどのようにしていますか。

事務局：国保年金係と税務課収税係で連携し対応しています。

委員：保険資格の取得や喪失に伴う対応、保険証の回収もしっかりやっていただきたいと思います。

会長：他にご意見等よろしいでしょうか。それではこれで事務局にお返しします。

6 閉会

事務局：ありがとうございました。また12月に運営協議会を開催しますのでよろし

くお願いいたします。

(終了 16 時 39 分)